

消費税の引き上げに伴う料金改定について

令和元年10月1日から、消費税率が8%から10%に引き上げられます。この税率の引き上げに伴い、維持管理などに係る経費も増加するため、水道料金等が次のとおりとなりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

1 上下水道料金

令和元年10月の使用分から変更するため、**令和元年12月請求分から改定後の料金で請求します。**

(上下水道料金は、水量確認後に請求するため、使用月の2カ月後に請求しています。)

【水道料金】

(税込み)

区分	水道料金 (1カ月につき)		
	メーターの口径	改定後	改定前
基本料金	13 mm	1,222円	1,200円
	20 mm	2,750円	2,700円
	25 mm	4,888円	4,800円
	30 mm	7,638円	7,500円
	40 mm	15,074円	14,800円
	50 mm	22,408円	22,000円
	75 mm	56,018円	55,000円
	100 mm	94,722円	93,000円
	125 mm	122,222円	120,000円
水量料金 (1m ³ につき)	水量区分	改定後	改定前
	1 m ³ から 10 m ³	112円	110円
	11 m ³ から 20 m ³	219円	215円
	21 m ³ から 30 m ³	224円	220円
	31 m ³ 以上	234円	230円

※水道料金の計算例

口径13mmで検針水量(2カ月分)が51 m³(当月26 m³と翌月25 m³に分けて計算)の場合

当月請求分: 基本料金1,222円 + (10 m³ × 112円) + (10 m³ × 219円) + (6 m³ × 224円) = 5,876円

翌月請求分: 基本料金1,222円 + (10 m³ × 112円) + (10 m³ × 219円) + (5 m³ × 224円) = 5,652円

【下水道使用料】

(税込み)

区分	下水道使用料 (1カ月につき)		
	汚水量	改定後	改定前
基本使用料	10 m ³ まで	2,090円	2,052円
従量使用料 (1 m ³ につき)	11 m ³ から 20 m ³	209円	205円
	21 m ³ から 50 m ³	220円	216円
	51 m ³ から 100 m ³	231円	226円
	101 m ³ 以上	242円	237円

※下水道使用料の計算例

口径13mmで検針水量(2カ月分)が51 m³(当月26 m³と翌月25 m³に分けて計算)の場合

当月請求分: 基本料金2,090円(10 m³まで) + (10 m³ × 209円) + (6 m³ × 220円) = 5,500円

翌月請求分: 基本料金2,090円(10 m³まで) + (10 m³ × 209円) + (5 m³ × 220円) = 5,280円

2 水道加入金

※令和元年10月1日以降に申請を受付した分から変更します。

(税込み)

メーターの口径	水道加入金の額	
	改定後	改定前
13mm	134,000円	132,000円
20mm	364,000円	358,000円
25mm	594,000円	584,000円
30mm	849,000円	834,000円
40mm	1,900,000円	1,866,000円
50mm	2,543,000円	2,497,000円
75mm	6,226,000円	6,113,000円
100mm	12,177,000円	11,956,000円
125mm	18,266,000円	17,934,000円

3 上下水道料金のお支払い方法

上下水道料金のお支払い方法には、「口座振替によるお支払い」、「納入通知書によるお支払い」があります。田村市では、便利な「口座振替によるお支払い」をお勧めしています。

(1) 口座振替によるお支払いについて

ご希望の市内金融機関窓口において直接お申し込みください。その際、引き落としを希望する預金通帳、および印かんをお持ちください。

※振替日は毎月25日(休業日の場合は翌営業日)です。

(2) 納入通知書によるお支払いについて

毎月18日に納入通知書を郵送します。上下水道局、市役所会計課及び各行政局市民課、市内各金融機関、コンビニエンスストアに納入通知書を持参して納期限までにお支払いください。

※納入場所については納入通知書の裏面をご確認ください。

4 使用水量の検針について

水道メーターの検針は業務を委託しており、偶数月の1日から10日の間で行います。

検針時に『水道等使用水量・料金のお知らせ』を郵便受け等に入れておりますので、メーターの表示数や漏水の有無、料金等をご確認ください。

5 メーター等の管理について

- ・メーターボックスの上や周囲には検針の妨げとなるものを置かないでください。
- ・メーターより家側(宅内)は使用者の管理となります。(メーターボックスも含む)

検針日が近づきましたら、メーターボックス内の清掃・周辺の草刈り等、検針が行いやすい様ご協力をお願いします。

※ご注意!

- ・水道の使用を開始・中止する場合は必ず3日前(土日、祝日を除く)までにご連絡をください。
当日の使用開始などは対応できないのでご注意ください。また、休日の開栓・閉栓は行いません。
- ・特に中止のご連絡がない場合、水道料金の請求が続きます。住民票の届出とは別に手続きが必要です。
- ・このほか、ご不明なことやお気づきの点がありましたら、下記までご連絡ください。